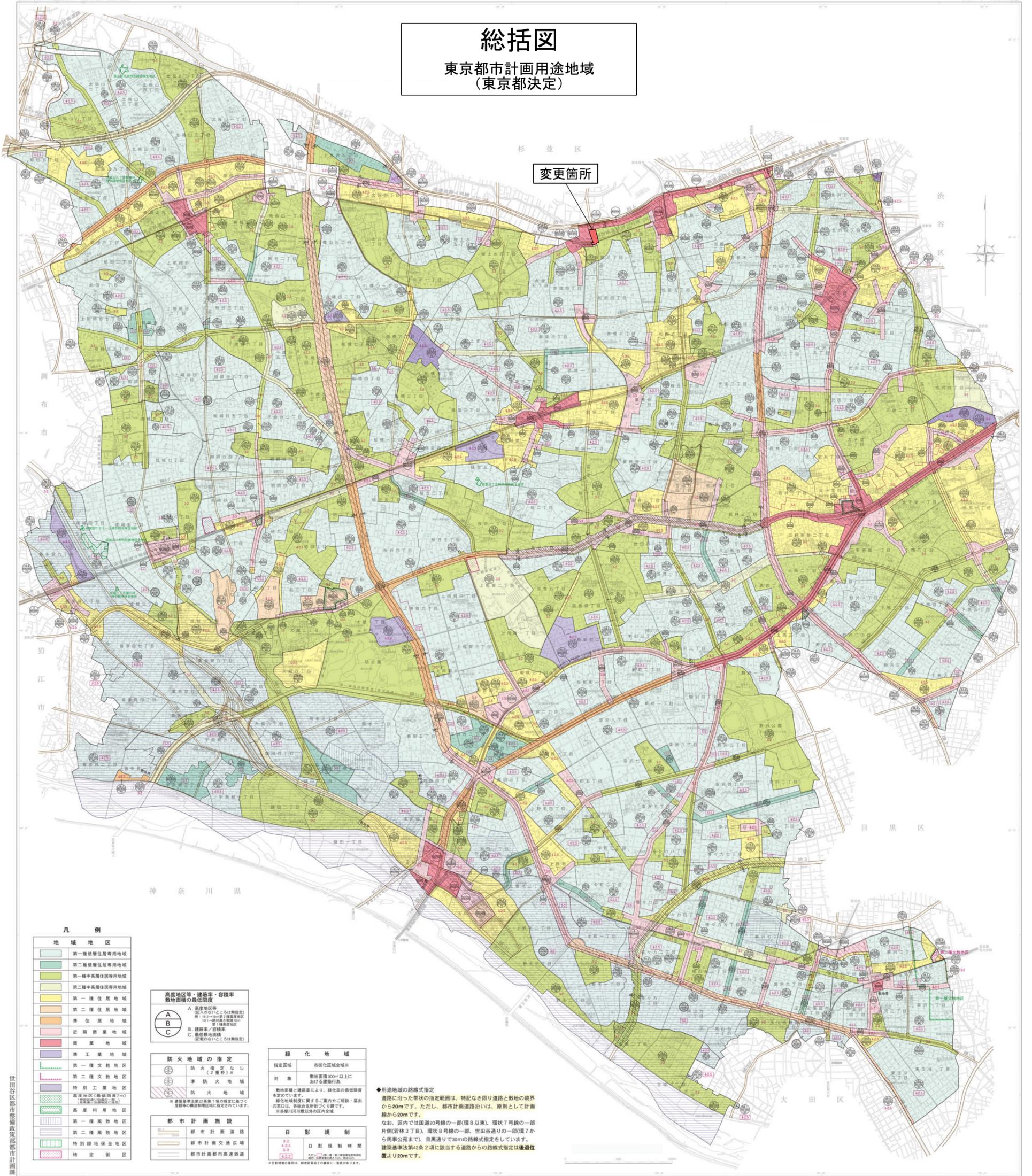


総括図

東京都市計画用途地域 (東京都決定)

変更箇所



凡例

地域地区	
[Green]	第一種低層住居専用地域
[Light Green]	第二種低層住居専用地域
[Yellow-Green]	第一種中高層住居専用地域
[Yellow]	第二種中高層住居専用地域
[Light Yellow]	第一種住居地域
[Orange]	第二種住居地域
[Light Orange]	準住居地域
[Pink]	近隣商業地域
[Red]	商業地域
[Purple]	準工業地域
[Blue-Gray]	第一種文教地区
[Light Blue-Gray]	第二種文教地区
[Dark Blue-Gray]	特別工業地区
[Green-Blue]	高度地区(高度階層7m)
[Light Green-Blue]	高度地区(高度階層5m)
[Light Green]	第一種風致地区
[Light Green]	第二種風致地区
[Light Green]	特別緑地保全地区
[Light Green]	特定街区

**高度地区等・建築率・容積率
敷地面積の指定程度**

A	高度地区等 (指定のないところは無指定) ※100㎡以上の敷地面積 ※100㎡以上の敷地面積
B	建築率/容積率 ※100㎡以上の敷地面積
C	指定のないところは無指定)

防火地域の指定

[Circle with slash]	防火指定なし (2層特)
[Circle with slash]	防火地域
[Circle with slash]	準防火地域

都市計画施設

[Red line]	都市計画道路
[Orange line]	都市計画交通広場
[Blue line]	都市計画都市高速鉄道

緑化地域

指定区域	市街化区域全域
対象	敷地面積300㎡以上 における建築行為
敷地面積と建築率により、緑化率の最低限度を 定めています。 緑化地域制度に関するご案内やご相談・届出 の窓口は、各総合支所が便利です。 ※各総合支所は概ね以下の区域内全域	

日影規制

3.2	日影規制時間
4.2.5	※100㎡以上の敷地面積
5.3	※100㎡以上の敷地面積
6.2.2	※100㎡以上の敷地面積

◆用途地域の路線式指定
道路に沿った帯状の指定範囲は、特記なき限り道路と敷地の境界
から20mです。ただし、都市計画道路沿いは、原則として計画
線から20mです。
なお、区内では国道20号線の一部(環8以東)、環状7号線の一部
片側(若林3丁目)、環状8号線の一部、世田谷通りの一部(環7
から馬事公苑まで)、目黒通りで30mの路線式指定をしています。
建築基準法第42条2項に該当する道路からの路線式指定は後述位
置より20mです。